

産業建設常任委員会

日 時 令和3年12月20日（月）
午前10時20分[見込み]～
場 所 全員協議会室・第2委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【産業観光部】

(1) 第21号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）

4 討論～採決

<第2委員会室へ移動>

5 委員長報告の確認

6 議会だより原稿の確認

7 その他

産業観光部 商工観光課

第21号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）資料

＜京都サンガ J1 昇格クーポン事業 実施概要＞

1 事業の目的

京都サンガ F.C. の J1 昇格祝勝、そして、新シーズンでの快進撃を祈念して、亀岡市内での気運醸成及び地域住民による消費を促し、京都サンガ F.C. が地域経済の活性化のきっかけとなることを目的とする。

2 事業概要

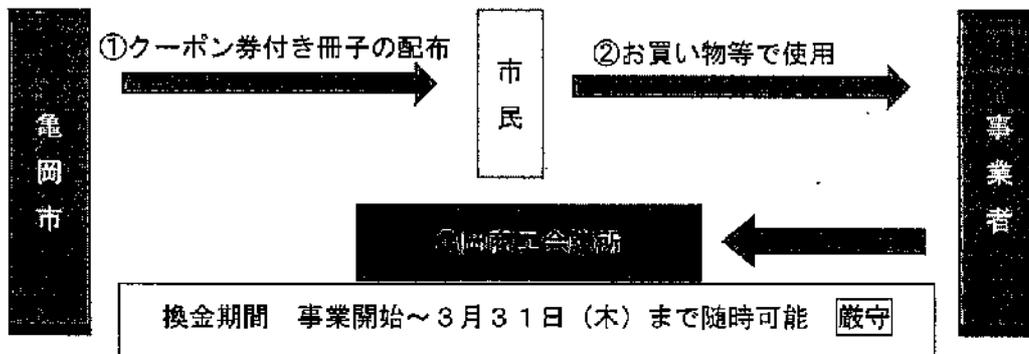
1世帯あたり 10 枚、対象店舗で利用可能な 500 円分のクーポン券付き冊子を配布し、市内消費を促進する。

各クーポン券は、会計時 1,000 円につき 1 枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。（例：会計が 3,500 円であればクーポン券は 3 枚まで利用可能）

利用対象店舗は、亀岡市内で飲食等のサービス業・小売業などを営む事業者とする。

（フランチャイズ・チェーン店を除く。ただし、亀岡市商店街連盟及び亀岡商業協同組合加盟店の正会員である場合については、この限りではない）

（実施イメージ）



3 利用可能店舗

利用可能店舗は、以下のすべてに該当する事業者とする。

- ① 亀岡市内で事業を営む事業者で、市に対し登録申込を行っていること
- ② 取扱店のサインを掲示していること
- ③ 京都サンガ F.C. の応援店舗であることを明示（例、ポスターやのぼり等を掲出）していること

4 利用期間

令和4年2月1日（火）～2月28日（月）

（裏面あり）

5 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2) 利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品、たばこ、ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

6 換金手続き

換金手続き詳細については、亀岡商工会議所にて行う。

換金期間は、事業開始～3月31日（木）まで。**厳守**

7 その他

- ・利用可能店舗は、クーポン券付き冊子内に店舗名称や問い合わせ先等を掲載する。
- ・クーポン券の配布は、2月1日の全戸配布で実施する。
- ・事業周知については、情報が拡散するよう様々なツールを活用する。

8 予算措置

<歳出>

商工費 商工費 商工業振興費 商工業振興対策経費 商工業振興対策経費 172,400千円

<歳入>

ふるさと力向上基金繰入金 172,400千円

産業建設常任委員会委員長報告

(令和3年12月20日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案 令和3年度一般会計補正予算（第6号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **農林水産業費**では、人事異動に伴う職員人件費の減額補正。
- ・ **商工費**では、移動販売設備等を導入する事業者への支援に要する今年度の所要額の増加に伴い、商工業振興対策経費の増額補正 及び 人事異動に伴う職員人件費の減額補正。
- ・ **土木費**では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から使用を制限していた都市公園における、指定管理者への管理運営費の支援として、公園緑地管理経費の増額補正 及び 人事異動に伴う職員人件費の減額補正。
- ・ **災害復旧費**では、令和3年7月及び8月豪雨災害により、被害を受けた農業用及び林業用施設における復旧事業費として、現年農業用施設 災害復旧事業費 及び 現年林業用施設 災害復旧事業費の増額補正を行うものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第5号議案 令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）**は、人事異動に伴う職員人件費の増額補正 及び 水質検査業務等の経費に係る債務負担行為について、予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第6号議案 令和3年度下水道事業会計補正予算（第1号）**は、人事異動に伴う職員人件費の減額補正 及び 年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費に係る債務負担行為について、予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第15号議案、亀岡市 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正**は、都市計画法の一部改正に伴い、同法第34条第11号 及び 第12号等に規定する条例で定める区域から、災害の防止等を考慮して、除外する区域を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第16号議案、亀岡市 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正**は、篠町篠^{きばが}お^お地区 地区整備計画区域内において、建築物の制限の一部を変更しようとする

るものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 17 号議案、亀岡市 都市公園条例の一部改正**は、市外居住者等が、亀岡運動公園及びさくら公園の有料公園施設を使用する場合に、使用料を 5 割増しにしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 18 号議案、亀岡市営住宅 設置条例 及び 亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正**は、曾我部町^{あな お}穴太に設置している^{くるまかきうち}車 垣内住宅及び^{おおいけ}安町大池に設置している特定目的住宅について、老朽化に伴い用途廃止しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 19 号議案、土地改良事業（災害復旧事業）の施行**は、今年の 8 月豪雨により、被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 21 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算（第 7 号）**

であります。その内容は、京都サンガF. C. のJ 1昇格を契機に、「スタジアムのまち亀岡」の気運を高めるとともに、コロナ禍の影響を受けている市民生活を支援し、停滞する地域経済の回復を後押しするために、市内の対象店舗で利用できる割引クーポンの発行事業に係る商工業振興対策経費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○キッチンカー補助の充実

○令和3年8月豪雨の災害復旧事業を実施

○市外の人は公園利用料5割増し

一般会計補正予算（第6号）可決（全員賛成）

・商工業振興対策経費
当該分247万4千円

増額

キッチンカーの購入や設備のみの購入・修繕、販売営業を行う販売車の購入などに係る経費を支援するもの。

【主な質疑】

問 市内にキッチンカーは何台あるのか。

答 おおむね10台ぐらいいである。

問 支援はいつまでするのか。

答 令和3年12月末で、申請の受け付けを終了する。

土地改良事業（災害復旧事業）の施行

可決（全員賛成）

令和3年8月豪雨災害により被災した農地や農業用ため池・水路について、災害復旧事

業を実施するもの。

【主な質疑】

問 被災した隣接地は復旧できないのか。

答 被災した箇所の現状復旧を目的に、国から査定を受け、事業範囲が決まるため、被災した隣接地は、災害事業で実施できないが、関係者などと協議・調整しながら進めていく。

亀岡市都市公園条例の一部改正

可決（全員賛成）

市民の公園利用率を上げるため、亀岡運動公園及びびさくら公園の利用料を市外の人は5割増しにするもの。

【主な質疑】

問 市内・市外の判断は、何により行うのか。

答 施設利用申請時に記入いただく申請者の住所で判断する。